

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日 (金) 第 603 号 の 5



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課取扱い) 1

規 則

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第18号

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則

鹿児島県行政組織規則(昭和35年鹿児島県規則第122号)の一部を次のように改正する。

第 8 条 第 1 項 の 表 観 光 ・ 文 化 ス ポ ー ツ 部 の 部 P R 観 光 課 の 項 中 「 P R 観 光 企 画 係 」 を 削 り , 同 表 保 健 福 祉 部 の 部 健 康 増 進 課 の 項 中 「 が ん 対 策 ・ 歯 科 保 健 係 健 康 増 進 栄 養 係 」 を 「 が ん 対 策 係 健 康 増 進 ・ 歯 科 栄 養 係 」 に 改 め , 同 条 第 2 項 の 表 総 合 政 策 課 の 項 を 次 の よ う に 改 め る 。

総合政策課	計画管理室	
-------	-------	--

第 8 条 第 2 項 の 表 監 理 課 の 項 を 次 の よ う に 改 め る 。

監理課	用地対策室	収用調整係	用地係
	技術管理室	技術指導係	積算管理係
	盛土対策室	盛土計画係	盛土審査係

第14条第9号を削る。

第18条第2項中「及び第5号」を「, 第5号及び第7号」に改め, 同条第3項を削る。

第18条の11中第14号を第15号とし, 第13号の次に次の1号を加える。

(14) 薩摩大使に関すること。

第28条の7第14号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

第28条の10第14号中「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改める。

第43条第1項に次の1号を加える。

(25) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)の施行に関すること(建築課の所管に属するものを除く。)

第43条に次の1項を加える。

4 盛土対策室においては, 第1項第25号に掲げる事務を分掌する。

第48条第1項第17号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め, 同項第20号を次のように改める。

(20) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること(監理課の所管に属するものを除く。)

第48条第2項中「前項第23号」を「前項第18号及び第23号」に改める。

第56条第1項の表大隅地域振興局の部農林水産部の項中「林務係」を「林務第一係 林務第二係」に改める。

第60条第1項土木建築課の項中第21号を第22号とし, 第17号から第20号までを1号ずつ繰り

下げ、同項第16号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第5号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること。

第73条の4第1項第4号を次のように改める。

(4) 普及指導・育成部

第73条の4第2項普及指導部の項中「普及指導部」を「普及指導・育成部」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) かごしま林業大学校の運営，研修生の育成・就業の支援等に関すること。

第100条中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。

第102条第1項の表中

相談対応第二課	相談第一係 相談第二係	を
相談対応第三課	相談第一係 相談第二係	

相談対応第二課	相談第一係 相談第二係	に改め、同条
---------	-------------	--------

第2項相談部の部相談対応第一課，相談対応第二課及び相談対応第三課の項中「，相談対応第二課及び相談対応第三課」を「及び相談対応第二課」に改める。

第166条第2項行政第二課の項及び行政第四課の項中「自動車局」を「物流・自動車局」に改める。

第177条第2項の表くらし安全対策監の項の次に次のように加える。

P R 観光企画監	P R 観光課	P R ・ 観光関連施策に関する事務の総括
観光地整備対策監	P R 観光課	観光地づくりに関する事務の総括

第177条第2項の表中

水産団体指導監	水産振興課	漁業協同組合等の検査，指導及び監督並びに水産業の金融等の指導に関する事務の総括
観光地整備対策監	P R 観光課	観光地づくりに関する事務の総括

を

水産団体指導監	水産振興課	漁業協同組合等の検査，指導及び監督並びに水産業の金融等の指導に関する事務の総括
---------	-------	---

に改める。

第178条第2項の表相談係長の項中「大隅児童相談所」を「北部児童相談所」に改め、同項の次に次のように加える。

相談第一係長	大隅児童相談所	児童福祉に関する事務
相談第二係長	大隅児童相談所	児童福祉に関する事務
一時保護係長	大島児童相談所	児童の保護に関する事務

附 則

この規則は，令和7年4月1日から施行する。